（特定福祉用具販売計画の作成）

第二百十四条の二　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第百九十九条の二第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2　特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

第二百十五条第二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　特定福祉用具販売計画

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二十五号中「、当該指定居宅介護支援事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に八を乗じて得た数を、委託を受ける件数（指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援事業者から、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の業務の委託を受ける件数を除く。）の上限とするとともに」を削る。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「介護保険法施行令」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第八条及び附則第九条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第五条　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「介護保険法施行令」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十四条から附則第十九条までの規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第六条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条から附則第二十一条までの規定中「病院（」の下に「平成二十四年三月三十一日において」を加え、「受ける」を「受けていた」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第七条　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令

第一条第三項中「の規定により」を「又は法第百十五条の四十七第七項の規定により」に改め、同条第四項中「介護給付費又は」を「介護給付費若しくは」に、「の請求」を「又は法第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に必要な費用（法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売に係るものを除く。以下「総合事業費」という。）の請求」に、「又は指定介護予防支援事業者」を「若しくは指定介護予防支援事業者」に、「の使用」を「又は総合事業受託者（法第百十五条の四十七第一項、第四項又は第五項の規定により市町村長から総合事業の実施の委託を受けた者をいう。以下同じ。）の使用」に改める。

第二条の見出し中「の請求」を「又は総合事業費の請求」に改め、同条に次の一項を加える。

4　総合事業受託者は、審査支払機関を通じて総合事業費を請求しようとするときは、総合事業の種類に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。

第三条の見出し中「介護給付費等」の下に「又は総合事業費」を加え、同条第一項中「介護給付費等」の下に「又は総合事業費（審査支払機関を通じて請求が行われるものに限る。）を加え、同条第二項中「電子情報処理組織の使用による介護給付費等」を「前条の規定による電子情報処理組織による介護給付費等又は総合事業費」に改める。

第四条の見出し中「の請求」を「又は総合事業費の請求」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「指定居宅サービス事業者等」の下に「又は総合事業受託者」を加え、「の請求」を「又は総合事業費の請求」に改め、同項第一号中「の名称」を「又は総合事業受託者の名称」に改め、同項第二号中「若しくは介護保険施設又は」を「、介護保険施設若しくは」に、「事業所の名称」を「事業所又は総合事業を行う事業所の名称」に改め、同項第三号中「介護保険事業所番号」の下に「又は総合事業を行う事業所を特定する番号」を加え、同条第二項中「指定居宅サービス事業者等」を「第二条の規定による請求を行う指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者」に改める。

附則第二条第二項の表訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書の項中「福祉用具貸与」の下に「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を加え、「又は小規模多機能型居宅介護」を「、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス」に改め、同表特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書の項中「特定施設入居者生活介護」及び「地域密着型特定施設入居者生活介護」の下に「（短期利用を除く。）」を加え、同表介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る。）に係る地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書の項の次に次のように加える。

特定施設入居者生活介護（短期利用に限る。）又は地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用に限る。）に係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書	様式第六の七